２）橋梁上部工事の実績を有する場合
㈠　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。
㈢　上記㈠及び㈡は同一工事の施工実績を有すること。
「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ｇ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。
１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㈠　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㈡　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10ｍ以上の工事。
㈢　上記㈠及び㈡は同一工事の施工実績を有すること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記Ⓐから©までの要件をすべて満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当するその他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
Ⓑ　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台の工事。
©　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。
「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績及び「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当するその他構成員の実績」が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㈠　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㈡　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が30ｍ以上の工事。
㈢　上記㈠及び㈡は同一工事の施工実績を有すること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記Ⓐから©までの要件をすべて満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当するその他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。
©　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。
「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当するその他構成員の実績」が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ｈ　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
ｉから㎜までは、第１号２⑻から⑿までに同じ。
⑵　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に専任で配置できること。
ａ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ｂ　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記２⑴ｆ㈠から㈤までの要件をすべて満たす「単体有資格業者の同種工事」の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記２⑴ｆ㈠及び㈡の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２⑴ｆ㈠及び㈡は、同一工事の経験を有する者であること。）。
２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記２⑴ｆ㈠及び㈢の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２⑴ｆ㈠及び㈢は、同一工事の経験を有する者であること。）。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。
工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ｃ　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２⑴ｇ１）㈠から㈢までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の工事の経験」という。）を有する者であること。
２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２⑴ｇ２）㈠から㈢までの要件のをすべて満たす工事の経験（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の工事の経験」という。）を有する者であること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。
工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。